

手数料規則の廃止に伴い、 8月から事務経費の請求が開始します。

2021年1月にご案内致しました通り、運営費の平等負担、徴収根拠の明確化及び管理事務の簡素化を目的として、手数料規則を廃止し、「事務経費の負担及び納付に関する規則」と「事務経費の免除に関する規則」が施行されました。

改めて、概要についてご案内致します。

主な変更点

	現行制度（手数料規則）	新制度（事務経費の負担）
負担額	受領報酬の5%	受任1件につき半期5,000円 前期 2月1日～7月31日 後期 8月1日～1月31日
計算	報酬額をもとに各自計算	受任件数をもとに会が計算
納付時期	報酬受領後6ヶ月以内に自主納付	4月及び10月に会から請求
納付方法	計算根拠を示した上で随時振込	請求に基づき期限内に振込
減免制度	なし	あり

事務経費の免除について

下記に該当する場合は、申請により事務経費が免除される場合があります。

- ① 所属先の兼業禁止規定により報酬審判の申立を行わない場合
- ② 対象事案について成年後見（監督）活動報告書報告対象期間の末日から過去1年以内に報酬額100,000円を超える報酬付与審判を受けていない場合
*②に該当する場合であっても、家庭裁判所が指定する報告期日を経過しているにも係らず報酬付与の審判申立を行わない場合や、成年後見制度利用支援事業の申請を怠った場合は免除の対象になりません。

経過措置

2021年1月末までに報酬審判を受け、2021年7月末までに報酬手数料5%を収めた事案については、2021年8月報告における事務経費の対象から除外します。

流れ

*2021年8月報告分から新制度による事務経費の請求が開始します。



《問い合わせ先》

公益社団法人神奈川県社会福祉士会

〒221-0825 横浜市神奈川区反町 3-17-2

神奈川県社会福祉センター4F